

箕面市立西南小学校

学校いじめ防止基本方針

I 箕面市いじめ防止基本方針について

II いじめ問題に関する基本的な考え方 ～「箕面市いじめ防止基本方針」から～

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの解消
- 3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

III いじめの未然防止

- 1 子どもや学級の様子を知る
- 2 豊かな学びの実現
- 3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- 4 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる
- 5 保護者や地域のかたへのはたらきかけ

IV 早期発見

- 1 教職員のいじめに気づく力を高める
- 2 早期発見のための手だて
- 3 相談しやすい環境づくりをすすめる
- 4 地域の協力を得る

V 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ

VI いじめの防止等のために学校が実施すること

- 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- 2 関係機関との連携
- 3 いじめ認知時の対応
- 4 いじめに取り組む体制の整備
- 5 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
- 6 教職員の研修の充実

VII 重大事案への対処

- 1 学校又は教育委員会による調査
- 2 調査結果の報告及び提供

VIII 学校対応マニュアル

- 1 いじめ問題に取り組む体制の整備

平成26年（2014年）4月 策定
平成28年（2016年）5月 改定
令和 4年（2022年）3月 改定

I 箕面市いじめ防止基本方針について

本市では、すべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるために、平成11年(1999年)10月、「箕面市子ども条例」を制定した。その前文では、「子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公德心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさを持って接することが大切です。箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。」と記されている。

平成25年に「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が施行され、法第12条に「当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。」とあることから、平成26年3月に箕面市いじめ防止基本方針を制定した。その後、「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」の策定に伴い、計2回「箕面市いじめ防止基本方針」の改定を行ってきた。しかしながら、令和元年度、令和2年度に市内小中学校においていじめ重大事態が頻発し、箕面市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関である「箕面市いじめ等調整委員会」や「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」からの提言を受け、3回目の「箕面市いじめ防止基本方針」の改定を行うこととした。

【改定のポイント】

- ①法による「いじめ」の定義は、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」となっているが、心身の苦痛を感じていると訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。(令和3年8月の「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」からの提言に含まれている。)
- ②「いじめの防止等のために市と教育委員会が実施すること」の内容を見直し、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例(令和元年箕面市条例第29号。以下「条例」という。)により設置した箕面市教育委員会の附属機関等を明記した。

③いじめ事案発生後のみならず、法第22条の規定を踏まえ、学校におけるいじめの防止等の対策のための常設組織として「校内いじめ対策委員会」を位置づけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について常に確認することを明記した。（「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」からの提言に含まれている。）

Ⅱ いじめに関する基本的な考え方

～「箕面市いじめ防止基本方針」から～

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、その撲滅に向けてあらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも、起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取り組みを進める。とりわけ、「いじめを許さない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

*この法律における「学校」：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

また、障害特性を有する児童生徒や自身の思いを表現することが苦手な児童生徒は、法第

2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

なお、好意から行った行為が、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、法第22条を踏まえて設置される「校内いじめ対策委員会」で情報共有するものとする。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所でいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の心身の苦痛の有無に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの解消

いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間の確認が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校に設置している「校内いじめ対策委員会」の判断により、より長期間の確認を設定するものとする。学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、当該期間が経過した段階でいじめ行為が止んでいるかどうかの判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、面談や保護者連絡等を通じて、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「校内いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分

担を含む対処プランを設定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。また、進級する際や小学校から中学校へ進学する際には、いじめ事案内容については、確実に引き継ぐ。

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめには様々な特質があるが、箕面市、箕面市教育委員会及び学校は、以下の点をいじめ問題に対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ・ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅲ いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの子にも、どの学級・学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

1 子どもや学級の様子を知る

①教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る体制を構築する。

②実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのためには、箕面子どもステップアップ調査の生活状況調査を有効に活用する。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

2 豊かな学びの実現

①規律と主体性のある授業づくり

「箕面の授業の基本」をもとに、子どもたちが主体的に学ぶ姿勢をもつような授業をめざす。

- 基礎的・基本的な学力の定着を保障する
 - ・ 少人数指導、習熟度別指導の効果的な活用
 - ・ 給食準備時間等を活用した補充学習
- 学習課題に沿った効果的な学び合いを通して、子どもの主体的な学びを育み、思考力・判断力・表現力を高める授業を研究し実践する
- 肯定的な評価を通して、子どもの自尊感情、自己有用感を高める
- 学習規律の徹底を図る

3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

①子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、子どもたちから信頼されるよう努める。

②心の通い合う教職員の協力協働体制

あたたかい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③自己肯定感を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをすすめる。また、「認められた」「人の役に立った」という経験を通して、自己肯定感を高める。

④子どもたちの主体的な参加による活動

- 異年齢の交流活動
 - ・ 学校たんけん、あそびランド、合同遠足（1,2年）
 - ・ 給食、そうじ（1,6年）
 - ・ 交流プール、体験入学、給食体験（1年、保幼）
 - ・ 児童会まつりへの招待（全学年、保幼）
 - ・ 体験授業、クラブ見学（6年、中学生）
- 子どもたちの主体的な取り組み
 - ・ 全体朝会での全校への発信
 - * 代表委員会；「あいさつ」「仲間」等に関する発信
 - * 各委員会；「よりよい学校づくり」のための取り組みの発信
 - ・ 各委員会の取り組み
 - * 図書、体育、生活、美化掲示、放送、栽培、保健、給食
- 学校行事への主体的な参加
 - ・ 運動会、音楽会

4 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

＜人権教育の取り組み＞

- すべての教育活動を通して、児童一人ひとりが自尊感情を高め、自分を大切にするとともに他者も大切に、互いの存在、互いの違いを認め合い、支え合うことのできる「つながる力」を育てる。
- 人権についての確かな知識をもち、問題解決のために主体的に考え行動できる人権意識や人権感覚豊かな児童の育成に努める。（人権教育カリキュラムの推進及び検証）
- 支援教育の趣旨を理解し、支援が必要な児童の教育的ニーズを把握し、一人ひとりが生かされる授業内容や教室環境の整備（授業のユニバーサルデザイン化）をめざした学校体制づくりに努める。また、適切な指導・支援を行うよう、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」についての共有を図り、すべての教育活動に取り組む。
- 教職員が主体的に様々な人権研修に積極的に参加し、自らの人権意識や人権感覚を高め、指導力の向上に努める。
- 様々な機会を通して、PTA並びに地域社会への人権啓発に努める。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てることが大切である。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

＜道徳教育の取り組み＞

- 道徳教育の充実を図り、児童に思いやりや規範意識、集団・社会の一員としての自覚等の道徳性をはぐくむ。
- 児童の主体的な活動により、自己肯定感を高めるとともに、仲間とともに活動することの楽しさを味わわせる。

③体験学習の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

福祉体験やボランティア体験等の「生きた社会」とのかかわりなど、意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

<体験学習の取り組み>

- むかしあそび、たなばたかざり（地区福祉会）
- みせのひみつをさぐろう（近隣の商店街、スーパー等）
- 校区たんけん（図書館、公民館、消防署、公園等）
- やさしいまちづくり（デイサービス、ワークセンターあかつき等）
- 環境学習（アジェンダ 21）
- 集団宿泊的行事

④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

<コミュニケーション活動の取り組み>

- 人間関係づくりのためのプログラム
 - ・ いまどんなきもち
 - ・ いいところさがし
 - ・ アサーティブな表現
 - ・ ピアサポート
- 全体朝会での全校への発信
 - ・ 代表委員会：「あいさつ」「仲間」等に関する発信
 - ・ 各委員会：「よりよい学校づくり」のための取り組みの発信

5 保護者や地域のかたへのはたらきかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめへの取り組みや指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

<実践内容>

- 授業参観において、人権教育に関する授業を公開する。
- 学校協議会、P T Aの会議や地域関係団体の会議等において、本学校基本方針を周知・共有するとともに、「いじめ実態アンケート結果」等からみえる本校の取り組みの成果と課題を家庭・地域と共有する。
- 必要に応じて、保護者や地域のかたをゲストティーチャーとして招く。

IV 早期発見

- (1) いじめへの組織的な取り組みを推進するとともに、教職員のいじめに気付く力を高めるために、教育委員会と連携するとともに、研修等を実施する。
- (2) 「校内いじめ対策委員会」を常設し、いじめを発見した場合には、「校内いじめ対策委員会」で共有するとともに、速やかに教育委員会に報告する体制の徹底を図る。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

①子どもの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのために、教職員は、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢をもつ。

②子どもたちを共感的に理解する

教職員は、集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるよう、感性を高める。そのために、教職員は、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 早期発見のための手だて

①日々の観察 ～子どもがいるところには教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには教職員がいる」ことを目指し、子どもたちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

また、校内には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

②観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③日記等の活用 ～ノートのやりとりから生まれる信頼関係～

日記や連絡帳、授業支援システム等の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密にする。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。

④教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、スクールカウンセラー等の相談日を学校だより等での保護者への周知や、「子育てなんでも懇談会」の開催など、効果的な活用を図る。

⑤いじめ実態調査アンケート ～実施時の配慮が必要～

アンケート調査を、学期に1回程度実施する。いじめられている子どもにとっては、記名に抵抗がある場合も考えられるので、無記名で実施するケースを設ける等配慮する。

3 相談しやすい環境づくりをすすめる

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。教職員は子どもの願いを正確に把握して迅速に解決を図り、納得を得なければ、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

①本人からの訴えには

- 心身の安全を保証する日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や別室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
 - 事実関係や気持ちを傾聴する「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
- ※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

②周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身の躰や子育てについて、否定されたと感じる。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

4 地域の協力を得る

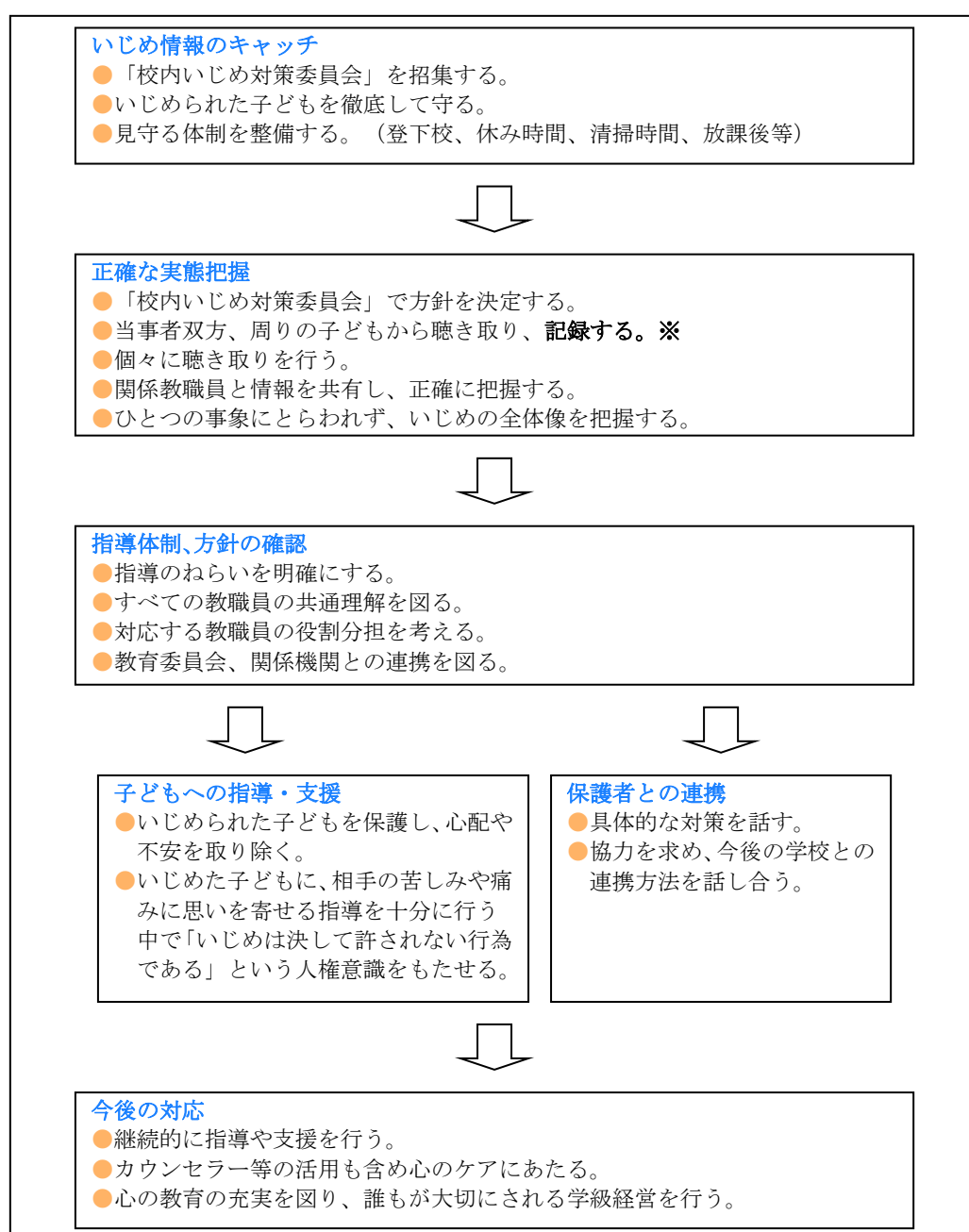
校区青少年を守る会などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。民生委員児童委員、こども会、少年スポーツ団体等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努める。

V 早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。その際、子どもの個人情報はその取扱いに十分注意すると共に、いじめ対応の際に作成した資料を記録として10年間保存する。

※記録は日付と記録者名を必ず記載する。



Ⅳ いじめの防止等のために学校が実施すること

いじめへの取組みにあたって、学校は、法第 13 条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、日々未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合には、迅速に事案の解明に的確に取り組む、誠実な対応に努め、早期対応、早期解決のため、いじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に講じなければならない。さらに、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行するものとする。そのために、法第 22 条の規定を踏まえて、学校の複数の教職員を中心に構成されるいじめの防止等のための組織である「校内いじめ対策委員会」を常設して、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を推進する。また、いじめ事案発生時のみならず、「校内いじめ対策委員会」を常設組織として位置づけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について常に確認する。学校がいじめ事案を認知した際は、「いじめ事案情報共有シート」に現時点で把握している事案概要、「校内いじめ対策委員会」で協議し、立てた方針について記載し、速やかに教育委員会に提出する。

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、国等の基本方針、箕面市いじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等の取組みに関する基本的な方向、取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、学校のホームページで公開する。

(1) いじめに関する基本的な考え方

「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの早期対応」を主な項目として「学校がどのような児童生徒を育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」、「関係機関とどう連携するのか」等を示す。また、心身の苦痛を感じていると訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うことを明記する。具体的には、次のような内容が考えられる。

① 「学校いじめ防止基本方針」の周知

入学説明会、入学時、年度始め等には、いじめに対する学校いじめ基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

(2) いじめの未然防止

全教職員が共通して「いじめが起こらない学級・学校づくり」等の方策に取り組むことを明記すること。

① 児童生徒や学級を見立てることについて

- a 教職員がどのように児童生徒や学級の変化に気付くか (P4～P11)
- b 児童生徒や学級の実態をどのように把握するか (P4～P11)
- c 学校の相談窓口(スクールカウンセラー、養護教諭等)をどのように周知するか
(P10～P11)

② 「互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり」、「豊かな心を育むための人権教育」について以下の項目といじめ防止に関する基本的な考え方を「学校いじめ防止基本方針」に明記すること。

- a 人権教育(集団づくり) (P5～P7)
- b 道徳教育 (P7)
- c 体験学習 (P8)
- d 特別活動 (P8)

③ 保護者や地域の方への働きかけについて (P9)

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、「いじめが起きているのではないか」と思ったら、冷やかしからかいで済ますことなく、迷うことなく、「校内いじめ対策委員会」に報告し、個人面談や情報収集を行う。

- ① 表情が暗い、感情に波がある、学習意欲が急に下がる、不登校傾向や登校しぶり、リストカット等の自傷行為をするなどの様子が見られるときは、原因にいじめが含まれていないかをすぐに調査する。
- ② 箕面子どもステップアップ調査における定期的なアンケートや、いじめ実態把握アンケート、個人面談等により実態把握に努める。
- ③ 府教育委員会作成の「いじめ防止プログラム」を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組みを充実する。
- ④ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(4) いじめの早期対応

いじめを発見、または通報を受けた場合は、校長は直ちに「校内いじめ対策委員会」を開催し、教職員が役割分担し、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒、加害児童生徒に対して複数の教職員で事情を確認する。具体的に、「いつ頃から」、「誰から行われ」、「どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情」、「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校、教職員がどのように対応したか」などの客観的な事実関係を速やかに調査するために、聞き取る内容や、聞き取る順番を

校内いじめ対策委員会で方針を立てたうえで、適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。特に、被害児童生徒については、スクールカウンセラー等と連携して、心理面でのサポートを行う。児童生徒が連続して欠席した場合、教職員は3日を目安に校長等へ報告を行い、7日以上連続して欠席した場合は、学校が教育委員会へ報告を行う。このため、学校として、学校いじめ防止基本方針において、いじめの情報共有の手順及び内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく。また、教職員は平素から、いじめを発見、または通報を受けた場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校として組織的な対応を行う。

(5) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解し上で、ネット上のトラブルについて専門家の助言を得ながら最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努め、未然防止には、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組みを行う。また、早期発見には、SNS等を見たときの表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている児童生徒が発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、いじめ内容を迅速に把握し、書き込み内容・画像等の記録を残すと同時に、書き込み内容・画像の削除等これ以上の拡散を防ぐ等の迅速な対応を図る。また人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

A ネット上のいじめ

タブレットPCやスマートフォン、OLゲーム等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をSNSなどに書き込んだり、メールを送ったりするなどのいじめを行うもの。

<特殊性による危険>

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため被害を回避しにくい。

B ネットトラブルの未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

①懇談会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

②情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

C ネットトラブルの早期発見・早期対応

①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像は記録に残し、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関と連携する。

②書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

③SNS(ソーシャル・ネットワーク・サイト)の対応

<指導のポイント>

- 発生しがちなトラブルとして、「仲間はずれ」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「出会い系被害」などがあること。

2 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察、子ども家庭センター、医療機関等)からの適切な支援が必要であり、そのためには平素から関係機関との連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

3 いじめ認知時の対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、加害児童生徒、周囲で見ていた児童生徒に適切な指導を行う。あわせて、ただちに「校内いじめ対策委員会」に報告し、学校として組織的に対応する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「校内いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る。

4 いじめに取り組む体制の整備

いじめへの取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下に「いじめを絶対に許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組みを行う。学校においては、いじめ

への組織的な取組みを推進するため、いじめに特化した「校内いじめ対策委員会」を常設組織として設置し「校内いじめ対策委員会」を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また組織が有効に機能しているかについて、学校が定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組みを展開する。

(1)「校内いじめ対策委員会」は、校長、副校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどをメンバーとして設置するとともに、その役割や配置について、児童生徒・保護者に周知する。なお、メンバーは学校規模や実態等に応じて柔軟に対応することは可能とするが、学校だけでなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを必ずメンバーに入れるものとする。

(2)「校内いじめ対策委員会」は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

5 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、「校内いじめ対策委員会」に必ず報告し、組織としていじめの疑いの有無を判断し、今後の対応方針を検討する。決して、教職員が独断でいじめの疑いの有無を判断しない。児童生徒に事情を確認する際には、複数の教職員で対応し、日付と記録者名を必ず記載した聞き取り記録を残すものとする。また、対応終了後、二次被害や再発の防止も含めた指導方針を立て、組織的に取り組む。

6 教職員の研修の充実

学校においては、全ての教職員に対し、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施し、いじめについて共通理解を図る。また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。さらに、初任者等の経験の少ない教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮するものとする。

VII 重大事案への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努めること。

1 学校又は教育委員会による調査

（１）重大事態の発生と調査

①調査を要する重大事態の例

a 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

b 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から）「『不登校』とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）ことをいう。」

c その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（２）重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、直ちに市長へ発生の報告を行う。

（３）調査を行う組織

- ①学校が主体となって調査を行う場合は、常設の「校内いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。学校が主体となって調査を行う場合でも、教育委員会は学校に対して必要な指導や人的配置なども含めた適切な支援を行う。

②いじめの重大事態であると判断する前の段階で、法第23条第2項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、同項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」を立ち上げた調査を行わない場合がある。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

①重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ頃から
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

②被害児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・被害児童生徒から十分に聞き取る。
- ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に二次被害が及ばないように留意する。
- ・加害児童生徒に対しては、調査による事実関係を確認するとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が、積極的に指導・支援し、関係機関と適切に連携するなど、対応にあたる。

③被害児童生徒からの聞き取りが不可能な場合(被害児童生徒が入院又は死亡した場合)

- ・被害児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

(6) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明

いじめ重大事態として調査を実施する前に、以下について被害児童生徒と保護者及び加害児童生徒と保護者に説明を行う。

- ・ 調査の目的、目標
- ・ 調査主体
- ・ 調査時期、期間
- ・ 調査事項
- ・ 調査方法
- ・ 調査結果の提供

(7) 被害児童生徒が死亡した時の対応

- ① その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
 - a 遺族の要望や意見を十分に聴取する。
 - b 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - c 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的、調査を行う組織の構成、概ねの調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
 - d 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
 - e 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖の可能性があること等を踏まえ、世界保健機関(WHO)が作成した「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識(2017 年版)」を参考にする。

2 調査結果の報告及び提供

学校又は教育委員会は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- ・ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、被害児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

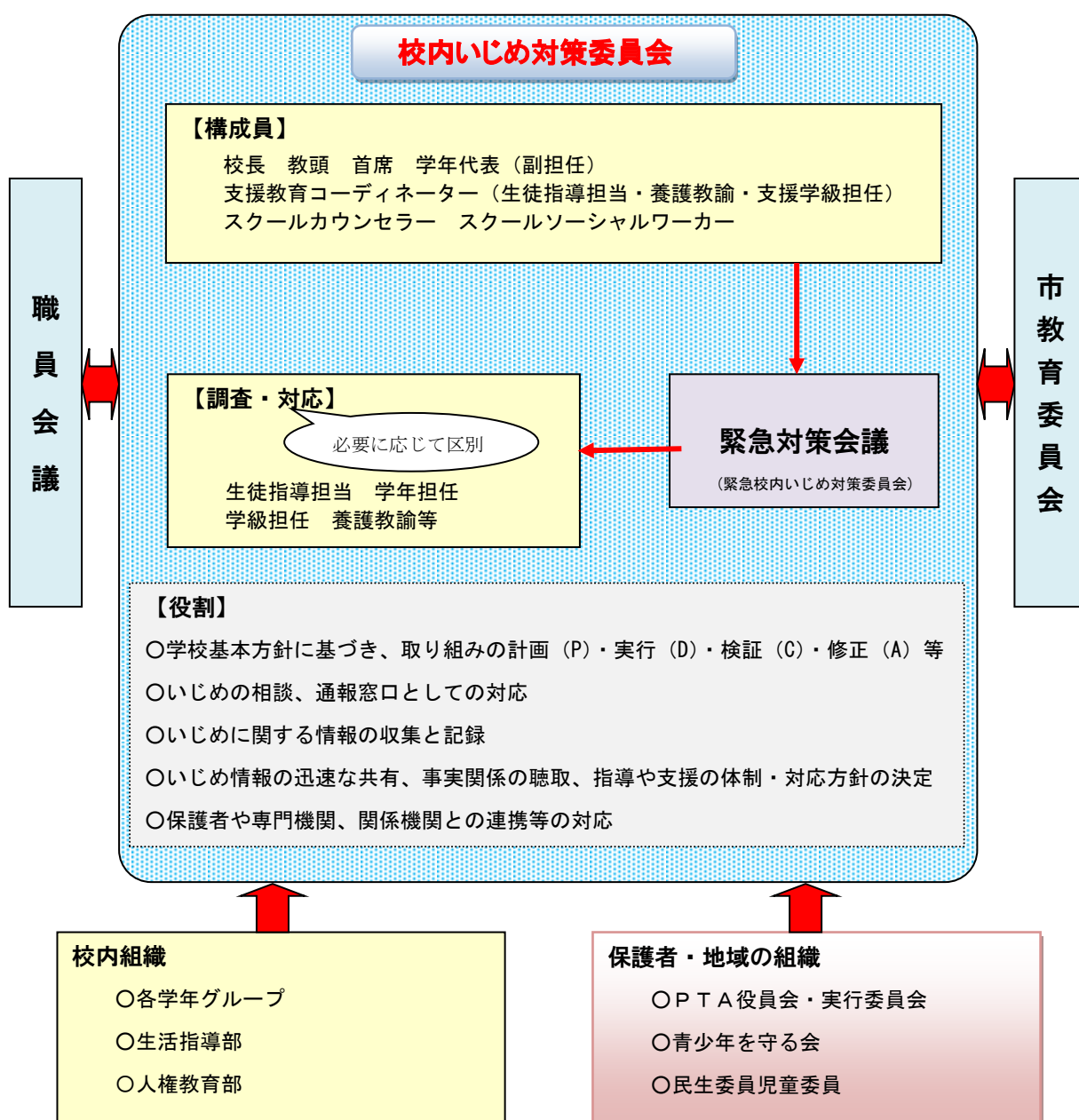
調査主体が学校である場合は調査が終了次第、速やかに教育委員会に調査結果を報告する。

Ⅷ 学校対応マニュアル

1 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「校内いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて定期的に点検・評価を行い、子どもの状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

① 校内いじめ対策委員会について



②年間を見通したいじめ指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

【年間計画】

月	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4	○職員会議 ・方針・計画 ○学年間引継ぎ ●子ども理解朝会	○学年・学級びらき ●人間関係づくり ●人権教育・道徳教育	●日々の行動観察
5	○PTA総会 ・啓発 ○青少年を守る会総会	○防犯教室	
6	○実態交流会	○ケータイ安全教室 ○非行防止教室	i-check①
7		○非行防止教室	個人懇談
8	○校内・校外研修		
9			
10	○職員会議 ・中間評価 ・後期への改善方策	○教育懇談会（校内）	いじめ実態把握アンケート
11	○実態交流会	○教育懇談会（三中校区）	
12			個人懇談 i-check②
1			
2	○実態交流会		学校生活アンケート
3	○職員会議 ・年間評価 ・次年度への改善方策		

【参考】いじめ対応マニュアル

いじめられた子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめた子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

継続した取り組み

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。